

第 617 回 富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 6 年 2 月 5 日（月）午後 1 時 29 分から午後 1 時 58 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（12 人）

1	鈴木 昇	2	澤邊 治之	3	丸 文浩	4	川口 寛市
5	稲村 耕一	6	大塚 和行	7	渡邊 和巳	8	白井 和子
9	平野 弁一	10	佐久間 容	11	森田 泰彰	12	安田 和永
13	小柴 賢次郎	14	鈴木 伸江				

4 欠席委員（2 人）

							-
-	-	-	-	-	-	-	-

5 事務局職員（4 人）

局長 藤川 幸男	係長 鈴木 宏誌	書記 樋口 悠亮	書記 山口 芳郎

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 4 号 国有財産一般競争入札に伴う入札参加資格者について

専決処分報告について

第 617 回 富津市定例農業委員会

発言者	発言内容
事務局長	<p>開会 午後 1 時 29 分</p> <p>皆様こんにちは。本日の会議を始めさせていただきます。委員の皆様には、ご多用のところ第 617 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>会議の開会に先立ちまして本日の出席状況ですが、委員 14 名の全員出席となっております。従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により本日の会議は成立いたします。</p> <p>それでは、会議を始めさせていただきます。会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>皆さんこんにちは。【要旨】暖冬だが寒い日になった。先月のいきいき交流会では森田委員の講演もあり、出演及び多数参加いただきお礼を申し上げる。</p>
議長	<p>(開会)</p> <p>ただ今から、第 617 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。</p>
議長	<p>(議事録署名人の指名)</p> <p>それでは、会議に入ります。農業委員会会議規則第 13 条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。14 番 鈴木伸江委員、3 番 丸委員を指名いたします。それでは議事に入らせていただきます。</p>
議長	<p>【議案第 1 号】</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第 1 号 1 番について、担当委員の現地調査及び説明を、6 番 大塚委員、お願いします。</p>

大塚委員	<p>議案第1号1番について、申請地を2月3日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。天羽小学校より北の方向500mから800m付近に位置する農地で、周辺は土地改良事業が施工された地域となっております。</p> <p>義務者は、市外に転出し今後も耕作を行うことが出来無いため売却しようとするものであります。権利者は、立地条件の良い農地を規模拡大を目的とする売買による所有権移転の申請であります。営農計画は、水稻の栽培を予定しております。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(山口)	<p>ただいまの大塚委員の説明に補足をさせていただきます。義務者は、高齢で後継者も無く自宅を売却し、市外に住む子供と同居している者であります。今後も、耕作を行うことは不可能なため、売却を考え近くに住む権利者へ売渡の申出を行いました。権利者は、自宅から近く、土地の形状、日照条件も良い申請地の購入を受諾し、規模拡大を目的とする申請であります。申請地は、農振農用地区域内農地2,519㎡、耕作面積9,944㎡、農作業歴40年、従農数2名であります。農機具の所有状況、労働力、技術力等問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員)挙手全員であります。よって議案第1号1番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号2番について、担当委員の現地調査及び説明を、2番 澤邊委員、お願いします。</p>

澤邊委員	<p>議案第1号2番について、申請地を本日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。JR 佐貫町駅より南の方向 1400m付近に位置する農地です。</p> <p>義務者は、健康上の理由により今後管理を行っていくことが難しいことから、権利者へ売渡しの申し出を行い受諾されたことから、売買による所有権移転の申請となったものであります。申請地は、梅の栽培が行われており、現状のまま引き受け梅の栽培を行う計画であります。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（山口）	<p>ただいまの澤邊委員の説明に補足をさせていただきます。義務者は、体調を崩し管理を行っていくことが難しいため、農地の処分を考え、申請地に隣接する農地を所有する権利者へ売渡の相談をしたところ、立地条件も良く耕作にも便利であったことから受諾し、本申請に及んだものであります。申請地は、梅が栽培されており、そのまま栽培を引き継ぐ予定であります。申請地は、農振農用地区域外農地 145 m²、権利者の耕作面積は 3 万 5,979 m²、農作業歴 51 年、従農数 1 名であります。農機具の所有状況、技術力、労働力等問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第1号2番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号3番について、担当委員の現地調査及び説明を、7番 渡邊委員、をお願いします。</p>

渡邊委員	<p>議案第1号3番について、申請地を2月4日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。天神山コミュニティセンターより南の方向 1800m付近に位置する農地であります。</p> <p>義務者は、高齢による労働力不足のため休耕地となっている農地を、規模縮小のため売却しようとするものであり、権利者は自宅の近くで、耕作に便利なことから、規模拡大を目的とした売買による所有権移転の申請であります。営農計画は、ブルーベリー栽培を行う予定であります。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（山口）	<p>ただいまの渡邊委員の説明に補足をさせていただきます。義務者は、後継者もなく労働力不足により、自宅から遠い申請地を規模縮小のため売却するものであります。権利者は、自宅近くで日照条件も良く、道路にも隣接して耕作がしやすいことから、規模拡大のため取得しようとする申請であります。申請地は、農振農用地区域外農地8筆4,773㎡、権利者の耕作面積は7,729㎡、農作業歴44年、従農数2名であります。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第1号3番は承認されました。</p>
議長	<p>【議案第2号】</p> <p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>

丸委員	<p>議案第2号1番と2番ですが、権利者が同一で、同じ1件の発電施設という申請ですので、一括で審議し、個別の採決としたいと思いますが、よろしいでしょうか。（声：異議なし）</p> <p>それでは一括審議、個別採決とさせていただきます。では、こちらの担当委員は3番丸委員ですので、現地調査及び説明をお願いします。</p> <p>議案第2号1番並びに2番について、申請地を2月4日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。飯野小学校より南東の方向約1.5kmに位置する農地です。</p> <p>義務者は、高齢または遠方に居住のため所有農地の耕作、維持管理を継続することが困難になり、また、太陽光発電施設を設置するにあたり周辺土地では条件の折り合いが合わず同意が得られなかったことから、本件土地にて、所有権移転を伴う転用申請をするものです。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの丸委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち</p>

	<p>切り、個別の採決に入ります。</p> <p>まず、議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号1番は承認されました。</p> <p>続いて、議案第2号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号2番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号3番について、担当委員の現地調査及び説明を、2番 澤邊委員、お願いします。</p>
澤邊委員	<p>議案第2号3番について、申請地を2月3日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。旧佐貫中学校より東の方向約550mに位置する農地であります。</p> <p>義務者は、農地の耕作および管理が困難になっていたところ、譲受人と太陽光発電施設での転用の話があり、一定の採算をとるために必要な陽当たりやアクセス面において条件に合致したことから、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>ただいまの澤邊委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>

議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第2号3番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号4番について、担当委員の現地調査及び説明を、10番 佐久間委員、お願いします。</p>
佐久間委員	<p>議案第2号4番について、申請地を2月2日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。旧環南小学校より北の方向約950mに位置する農地であります。</p> <p>義務者は、高齢で農地の耕作および管理が困難になっていたところ、譲受人と太陽光発電施設での転用の話があり、パネル設置面積や遮光率などにおいて条件に合致したことから、賃借権設定を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はございません。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>まず、恐れ入りますが議案の一部訂正をお願いいたします。この4番議案の申請理由欄中の「所有権移転」となっている箇所ですが、「賃借権設定」と訂正をお願い致します。</p> <p>では、ただいまの佐久間委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書</p>

<p>議長</p>	<p>類から確認済みです。太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号4番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第2号4番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>【議案第3号】</p> <p>次に、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。こちらは農地中間管理事業による集積計画となっております。なお、この議案には、鈴木昇委員の同居親族が含まれますので、農業委員会会議規則第10条により、鈴木昇委員は退席をお願いします。【鈴木昇委員、退席】</p> <p>それでは事務局から、説明をお願いします。</p>
<p>事務局(山口)</p>	<p>議案第3号、農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を得るため富津市長より提出されたものであり、令和6年第1次の農地中間管理事業における農用地利用集積計画案でございます。</p> <p>利用権の設定・転貸の内容でございますが、整理番号6-1-1 利用権の設定等を行う者 ██████████ 対象農地 ██████████ 田 1282 m²、転貸を受ける者 ██████████、利用権の種類 賃借、利用内容 田、期間 10年の新規契約であります。以下、整理番号6-1-27まで、合計で貸し手11名、借り手2名、筆数27筆、面積54,310 m²であります。個々の設定内容は、利用権設定各筆明細表のとおりでございます。次に、5、6ページが、利用権の設定を受ける借り手2</p>

議長	<p>名の農業経営の状況でございます。以上で説明を終わります。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声） 質疑なしということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第3号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員） 挙手全員であります。よって議案第3号は承認されました。</p> <p>【鈴木昇委員、入室着席】</p>
議長	<p>【議案第4号】</p> <p>次に、議案第4号「国有財産一般競争入札に伴う入札参加資格者について」を議題といたします。</p> <p>こちらは、大字青木の国有農地1筆の売払いのため実施される入札に参加しようとする者の資格を審査するものです。申請者が、仮に農地法第3条の申請者であっても、許可相当の者であるかを審査するものようです。ではまず、この現地の様子を、地区担当の11番 森田委員から報告をお願いします。</p>
森田委員	<p>議案第4号1番について、現地を2月1日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。富津中学校より南西の方向700m付近に位置し、周辺は農地が広がる地域に所在する農地であります。</p> <p>本件土地は、国有農地であります。権利者より耕作のための購入希望があり、公売が行われることとなりました。権利者は造園業を営んでおり、造園の規模拡大をする計画となっております。現地は一部に細い竹が生えている状況ですが、購入後に伐採、造成をし、植木・苗木の育成を行います。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の報告は終わりました。では事務局から、この入札の内容や審査する点について説明をお願いします。</p>

事務局（樋口）	<p>ただいまの森田委員の説明に補足をさせていただきます。</p> <p>本案件は、国有農地の購入希望があったことから、令和5年12月22日より、関東農政局より一般競争入札の公示がされました。入札に先立ち、関東農政局にて令和6年1月12日まで入札参加申込を行い、申込者に対して、入札参加資格の事前審査を行うため、「農地法関係事務処理要領」に基づき、農業委員会より意見を提出することとなっております。</p> <p>本件権利者は、令和2年7月7日および令和3年11月4日に、本件土地の近接農地での農地法第3条許可を受けて造園業として植木・苗木の育成をしており、規模拡大のために本件土地の売買を申し込むものです。土地面積は、農振農用地区域内農地750㎡、権利者の耕作面積は14,543㎡、農作業歴50年、従農数2名であります。</p> <p>不許可の要件である農地法第3条第2項の各項目の該当は無く、農機具の所有状況、技術力、労働力等問題ないと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第4号1番につきまして、申請者は入札参加の資格あり、とすることに、賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第4号1番は承認されました。</p>
議長	<p>【専決処分報告について】</p> <p>次に、市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」を事務局長よりお願いします。</p>
局長	<p>市街化区域内にある農地の専決処分について報告をさせていただきます。</p> <p>農地法第4条第1項第7号の規定による届け出でございますが、1番が自動車車庫とするもので、面積は336㎡です。</p> <p>また、農地法第5条第1項第6号の規定による届け出でございます</p>

議長	<p>が、1番から3番までが専用住宅として所有権移転するもので、面積は1番が190㎡、2番が564㎡、3番が181㎡です。4番は長屋住宅として所有権移転するもので、面積は610㎡です。</p> <p>これらの届出につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。以上で報告を終わります。</p> <p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。</p> <p>以上で本日の案件はすべて終了いたしました。</p> <p>そのほかに、委員さんの方から何かありますか。(なし)</p> <p>事務局何かありますか。(樋口：地域計画アンケート実施/発送について、鈴木：全国農業会議所義援金口座について)</p>
会長	<p>皆様には、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。なお、次回の農業委員会総会は、3月7日木曜日、場所は401会議室、時間は午後1時30分から開催いたします。本日の定例会は終了します。</p> <p>引き続き運営委員会が開催されますので、前期委員9名の方々はこの場でお待ちくださるようお願いいたします。</p> <p>閉会 午後1時58分</p>